

**【参考資料】**

「産業競争力のための情報基盤強化税制」の  
Frequently Asked Question  
(よくある質問)

平成20年7月



経済産業省  
商務情報政策局  
情報政策ユニット

## 目 次

○適用対象について .....	2
○取得価額要件等について .....	2
1. 取得の目的	
2. 取得価額の範囲	
3. 割賦による取得	
4. 取得の時期	
○対象資産について .....	5
1. 自社製作	
2. 中古資産	
3. 同時設置の期間	
4. ISO/IEC15408 に基づく評価・認証製品	
5. 連携ソフトウェアについて	
6. 海外事業所での利用	
○税額控除・特別償却について .....	10
1. 年度毎の選択	
2. 連結法人	
3. 繰越制度の適用順序	
○リースについて .....	11
○適用関係について .....	11
1. 改正前と改正後の情報基盤強化税制の適用関係	
2. 中小企業投資促進税制との適用関係	
○申告時の添付書類について.....	12
○情報基盤強化税制に関する国税庁通達等について .....	12
○問い合わせ先 .....	13

## ○適用対象について

**【質問】**

本税制の対象者について教えてください。

**【回答】**

青色申告書を提出する法人又は個人（事業を行う者に限ります。）が対象です。業種についての限定はありません。

**【質問】**

A社が、情報基盤強化税制の対象設備等を下請け法人（B社）に貸与した場合、A社は本税制の適用を受けられますか。

**【回答】**

本税制においては、設備等を「貸付の用に供する場合」は基本的に対象となりません。ただし、下請け法人（B社）に対して、自ら（A社）の設備等を使用させ、専ら自ら（A社）の製品の加工等を行うために使用する場合には、A社の事業の用に供したものと取り扱われる場合については、本税制の適用を受けられます。

## ○取得価額要件等について

### 1. 取得の目的

**【質問】**

情報基盤強化税制の適用を受けるためには、「自らの事業の用に供している」ことが必要とのことですが、具体的にどのような場合でしょうか。

**【回答】**

企業の自社業務効率化等のために投資し、自社で利用することを指します。設備を設置しただけでは事業の用に供したことにはなりません。また、対象設備であっても、販売用、貸付用の場合は、対象外となります。

**【質問】**

ネットワーク経由でサービスを提供する事業者（SaaS（Software as a Service）・ASP（Application Service Provider））が、「貸付けの用」（租税特別措置法第10条の6第1項、第42条の11第1項、第68条の15第1項）に供する形態でない形で、顧客にサービスを提供する場合（顧客と賃貸借契約でなく、役務提供契約を結ぶような場合）、当該サービスを提供する事業の用に供することを目的に取得する情報基盤強化設備等は、本税制の適用対象となりますか。

**【回答】**

SaaS・ASP事業者が当該事業の用に供することを目的に取得する情報基盤強化設備等は、自ら営む事業の用に供しているものとして、本税制の適用対象となります。

**【質問】**

SaaS・ASP型サービスの提供を、同一連結グループ内の法人など限定された法人に対して行っている事業者の情報基盤強化設備等は対象となりますか。

**【回答】**

SaaS・ASP型サービスの提供を行っているかどうかや、サービス提供先が限定されているかどうかにかかわらず、当該設備等が自ら営む事業の用に供している場合は本税制の対象となります。

## 2. 取得価額の範囲

**【質問】**

取得価額要件は単品の対象設備の取得価額ではなく、一事業年度における複数の対象設備の取得価額の合計額で判定するのですか。

**【回答】**

そのとおりです。当該事業年度において取得した全ての対象設備の取得価額の合計額で要件を満たせば適用対象となります。

**【質問】**

対象設備の購入価額以外に取得価額に含まれるものはありますか。

**【回答】**

法人税法施行令第54条に定められている取得価額の範囲は、「引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該資産の購入のために要した費用の額」及び「当該資産を事業の用に供するために直接要した費用の額」とされています。

**【質問】**

取得価額は、消費税を含んだ価額と考えてよいですか。

**【回答】**

通常取引の経理処理を消費税込みで行っている場合は、消費税額込みの価額で判断することになります。

### 3. 割賦による取得

**【質問】**

対象設備を割賦により購入した場合には、割賦により支出した年間の価額ではなく、契約金額の積算額に基づいて判断すればよいのですか。

**【回答】**

法人税法施行令第54条の規定に基づく対象設備の取得価額により判定することになります。

### 4. 取得の時期

**【質問】**

対象資産の取得と使用開始が事業年度をまたぐような場合、適用する事業年度は取得時と使用開始時のどちらになるのでしょうか。

**【回答】**

適用する事業年度は、「当該法人の営む事業の用に供した」時になりますので、対象資産の使用開始時となります。

## ○対象資産について

### 1. 自社製作

**【質問】**

取得とは外部からの購入だけではなく、自社製作も対象となりますか。

**【回答】**

外部購入による取得のほか、自社製作したのものも、本税制の対象となります。ただし、連携ソフトウェア（情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画（平成20年経済産業省告示第61号）において定められたプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構により技術上の評価を受けたもの）については、当該計画で「広く利用される種類のプログラム」が対象であることから、外部から購入するパッケージ製品のみが本税制の対象となります。（「5. 連携ソフトウェアについて」の2番目のQ&Aもご参照ください。）

### 2. 中古資産

**【質問】**

中古資産の取得は対象になりますか。

**【回答】**

対象となりません。製作されてから一度も使用されていない設備等が対象となります。

### 3. 同時設置の期間

**【質問】**

サーバー用の電子計算機と同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置が対象とされていますが、「同時に設置する」の同時とは、どのくらいの期間でしょうか。

**【回答】**

具体的な期間の定めはありませんが、一般的には、「一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるもの」と考えられます。

**【質問】**

サーバー用のオペレーティングシステム又はデータベース管理ソフトウェアと同時に設置するファイアウォールが対象とされていますが、「同時に設置する」の同時とは、どのくらいの期間でしょうか。

**【回答】**

具体的な期間の定めはありませんが、一般的には、「一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるもの」と考えられます。

**【質問】**

前事業年度に、情報基盤強化税制の適用対象となるデータベース管理ソフトウェア（以下「DBMS」）及び当該DBMSの機能を利用するアプリケーションソフトウェアを購入して本税制の適用を受け、今事業年度に当該DBMSの機能を利用する追加のアプリケーションソフトウェアを事業の用に供する場合、追加したアプリケーションソフトウェアは適用対象になりますか。

**【回答】**

当該DBMSと同一計画に基づく機能上一体性を有するものであることが示された場合、今事業年度において、他に投資した情報基盤強化設備等があった場合で、追加のアプリケーションソフトウェアと当該他に投資した情報基盤強化設備等の取得価額との合計額が税制適用要件の下限額を上回れば、当該追加のアプリケーションソフトウェアは、本税制における特別償却又は税額控除の適用対象資産となります。

**【質問】**

上記Q & Aで、「当該データベース管理ソフトウェアと同一計画に基づく機能上一体性を有するものであること」はどのように示すのですか。

**【回答】**

例えば、データベース管理ソフトウェアを導入する際の開発委託契約書、納品書、検収書等、又は、それに関連付けられているシステム設計書等によって、当該データベース管理ソフトウェアと当該アプリケーションソフトウェアが同一計画に基づく機能上一体性を有する資産であることを示すことが考えられます。

#### 4. ISO/IEC15408に基づく評価・認証製品

**【質問】**

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証された製品とは、具体的にどのようなものがあるのでしょうか。

**【回答】**

具体的なISO/IEC15408に基づく評価・認証製品のお問い合わせは、各ベンダに直接お問い合わせ、もしくは独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページ（<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>）をご覧ください。

**【質問】**

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証された製品とバージョンが異なる製品について、当該製品も本税制の対象になりますか。

**【回答】**

メンテナンス型のバージョンアップ（実質的にISO/IEC15408評価認証製品とセキュリティ機能上同様の状況にある製品）については、本税制の適用対象資産に該当します。詳細は、国税庁の下記ページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/27/05.htm>

また、当該バージョンアップ製品のリストは、独立行政法人情報処理推進機構の下記ページから参照できます。

<http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html>

**【質問】**

サーバー用の電子計算機はどのような場合に、対象設備等として認められるのでしょうか。

**【回答】**

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたOSがインストールされたものが、対象となります。

**【質問】**

アプリケーションソフトウェアのうち、対象設備等として認められるものはどのようなソフトウェアでしょうか。

**【回答】**

ISO/IEC15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトの機能を利用し、当該データベース管理ソフトウェアに係るデータベース情報を加工する機能を有するものが、対象となります。

## 5. 連携ソフトウェアについて

### 【質問】

情報基盤強化税制の適用対象となる連携ソフトウェアとは、どのようなものですか。

### 【回答】

租税特別措置法施行規則第20条の5の2第1項第3号（所得税については、同令第5条の11第1項第3号）に規定されているものです。具体的には、情報処理システムから指令を受けてその情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェアで、同令第20条の5の2第1項第3号に掲げる機能を有するものうち、情報処理の促進に関する法律第3条第1項に規定する電子計算機利用高度化計画において定められた同項第2号に掲げるプログラムとして独立行政法人情報処理推進機構により同法第20条第1項第5号の技術上の評価を受けたものが対象となります。

なお、独立行政法人情報処理推進機構から同法第20条第1項第5号の技術上の評価を受けたものについては、同機構の下記ページに掲載しております。

<http://www.ipa.go.jp/software/open/ossr/rp/index.html>

### 【質問】

ある企業（A社）がSCM強化のために、SOAP仕様に基づいて、企業間連携ツールを開発し、取引相手企業（B社）に配布した場合において、この配布したソフトウェアはA社の資産なので、A社の対象ソフトウェアとしてよろしいですか？

### 【回答】

本税制の対象となる連携ソフトウェアは、独立行政法人情報処理推進機構による技術上の評価を受けたものであり、当該評価の対象は、プログラム製品又は複数のプログラム製品の組み合わせとして構成されたものです。したがって、本ケースのような自社開発品は本税制の対象となりません。

### 【質問】

連携ソフトウェアについてクライアント用ソフトウェアは本税制の適用対象になるのでしょうか。

### 【回答】

連携ソフトウェアの定義は、租税特別措置法施行規則第20条の5の2第1項第3号（所得税については、同令第5条の11第1項第3号）で「情報処理システムから指令を受けて、当該情報処理システム以外の情報処理システムに指令を行うソフトウェア」とされており、主にサーバー用ソフトウェアとして使用されるものに限定されています。したがって、クライアント用ソフトウェアは本税制の対象となりません。

**【質問】**

独立行政法人情報処理推進機構による評価を受けた連携ソフトウェアとバージョンが異なる製品について、当該製品も本税制の対象になりますか。

**【回答】**

評価済み連携プログラムの後続バージョンについては、独立行政法人情報処理推進機構による再評価又は追評価がなされた製品が本税制の対象となります。

当該製品のリストは、独立行政法人情報処理推進機構の下記ページから参照できます。

<http://www.ipa.go.jp/software/open/ossr/rp/index.html>

## 6. 海外事業所での利用

**【質問】**

海外にある日本法人の営業所のために、本税制の対象となっている電子計算機等を購入し、当該営業所に設置した場合、本税制の適用を受けることができますか。

**【回答】**

本税制の適用を受けることはできません。本税制の適用は、国内の事業の用に供する場合となっており、日本国内に設置する必要があります。

## ○税額控除・特別償却について

### 1. 年度毎の選択

**【質問】**

税額控除と特別償却は毎年度任意に選択できるのでしょうか。継続適用の必要性はないのでしょうか。

**【回答】**

新たに取得等をされるものについては毎年度任意に選択可能です。

### 2. 連結法人

**【質問】**

連結納税を採用した場合、個々の連結法人の税額控除と特別償却の適用関係はどうなるのでしょうか。例えば、所得プラスの法人は税額控除を利用し、所得マイナスの法人は特別償却を利用するというように、連結グループ内の個々の法人毎に任意に税額控除と特別償却を選択できるのでしょうか。

**【回答】**

任意に選択可能です。

### 3. 繰越制度の適用順序

**【質問】**

控除金額の上限となる法人税額の20%相当額の控除を行う順序は、その事業年度における取得等に係る分を先に控除して、枠が残れば繰越分も控除できるのですか。それとも繰越分から控除することができますか。

**【回答】**

その繰越控除を行う事業年度において取得等に係る税額控除により法人税額から控除される金額があるときは、法人税額の20%相当額は、まずその取得等に係る税額控除により控除される金額が充てられ、その残額が繰越税額控除限度超過額に充てられることとなります。したがって、繰越分を先に控除することは認められません。

## ○リースについて

### 【質問】

リースについては、改正後の情報基盤強化税制はどのようになるのでしょうか。

### 【回答】

平成20年4月1日以後に契約が締結されたものより、所有権移転外リースについても、税法上減価償却資産の取得があったものとみなされ、所有権移転外リース取引により取得された情報基盤強化設備等については、取得に係る税額控除の対象となります（但し、税額控除のみ）。これに伴い、リースに係る税額控除の規定は削除されました。

なお、平成20年3月31日以前に契約が締結された所有権移転外リース取引については、従前どおりリースに係る税額控除の規定が適用されます。

## ○適用関係について

### 1. 改正前と改正後の情報基盤強化税制の適用関係

### 【質問】

事業年度が4月1日開始ではないのですが、情報基盤強化税制の改正前と改正後の適用関係は、どのようになるのですか。

### 【回答】

改正後の本税制は、平成20年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税（又は、平成20年分以後の所得税）について適用され、平成20年3月31日以前に終了した事業年度分の法人税（又は、平成19年分以前の所得税）については、従前の制度によります。なお、平成20年度改正で拡充等が行われた事項については、次のような経過措置が設けられています。

- ①連携ソフトウェアは、平成20年4月1日以後に取得したものが対象となります。
- ②資本金1億円以下の法人又は個人事業者における取得価額の下限については、平成20年4月1日をまたぐ事業年度の取得価額の合計額が300万円以上の場合には当該取得した対象設備等について、又は、平成20年4月1日以後における当該事業年度の取得価額の合計額が70万円以上の場合には平成20年4月1日以後に取得した対象設備等について、本税制の適用を受けることができます。
- ③資本金10億円超の法人における200億円の取得価額の上限については、平成20年4月1日以後に取得した対象設備等に対して適用されます。

## 2. 中小企業投資促進税制との適用関係

**【質問】**

情報基盤強化税制と中小企業投資促進税制との重複適用は認められますか。

**【回答】**

同一資産について、情報基盤強化税制と中小企業投資促進税制との併用はできません。どちらか一方を選択することになります。

### ○申告時の添付書類について

**【質問】**

情報基盤強化税制の適用に当たり、何か証明書のようなものは発行されますか。

**【回答】**

本税制については、経済産業省において証明書等の発行は行いません。通常の税務申告の際に別表を添付することになります。

### ○情報基盤強化税制に関する国税庁通達等について

**【質問】**

情報基盤強化税制に関する国税庁の通達をみたいのですが。

**【回答】**

情報基盤強化税制に関する国税庁の通達は、以下のHPから御覧いただくことが可能です。

○ISO/IEC15408 評価認証製品のバージョンアップについて

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/hojin/27/05.htm>

○租特法第10条の6（個人事業者）に関する法令解釈通達

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/shotoku/sochiho/801226/sinkoku/57/10/05.htm>

○租特法第42条の11（法人）に関する法令解釈通達

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/01/01\\_42\\_11.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/750214/01/01_42_11.htm)

○租特法第42条の11（法人）に関する法令解釈通達趣旨説明

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikai/hojin/070313\\_2/03.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikai/hojin/070313_2/03.htm)

○租特法第68条の15（法人・連結納税適用）に関する法令解釈通達

[http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/030228/02/02\\_68\\_15.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kobetsu/hojin/sochiho/030228/02/02_68_15.htm)

## ○問い合わせ先

情報基盤強化税制について、お分かりにならない点がありましたら、お気軽に次の窓口までおたずねください。

### 《制度の一般的な相談》

制度に係る一般的なご相談は、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課、国税局の税務相談室又は主要な税務署に設置している税務相談室の分室で対応しています。

税務相談室及び分室の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「タックスアンサーホームページ・税務相談室のご案内」をご覧ください。なお、経済産業省商務情報政策局情報処理振興課の所在地及び電話番号は下記の表のとおりです。

### 《ISO/IEC 15408評価・認証制度についての相談》

制度の詳細、セキュリティ評価・認証等についてのお問い合わせは、経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構セキュリティセンターで対応しています。なお、所在地、電話番号及びホームページは下記の表のとおりです。

### 《具体的な相談》

実際の事例に基づいた具体的なご相談は、国税局の審理課・審理官又は税務署の法人課税部門（調査部所管法人にあっては、国税局の調査審理課・調査管理課等）で対応しています。

なお、全国の国税局の所在地及び電話番号は下記の表のとおりです。審理課・審理官又は調査審理課・調査管理課等に連絡する際にご利用ください。

また、各税務署の所在地及び電話番号は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「税務署の所在地及び管轄区域」をご覧ください。

## ●経済産業省

経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

所在地：100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

電話番号：03-3501-2646

URL：[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/zeisei/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html)

●独立行政法人情報処理推進機構（IPA）

<p>所在地：113-6591          東京都文京区本駒込2-28-8文京グリーンコートセンターオフィス16階          電話番号及びURL：          （連携ソフトウェアに関すること）          オープンソフトウェア・センター 03-5978-7507  <a href="http://www.ipa.go.jp/software/open/osscc/rp/index.html">http://www.ipa.go.jp/software/open/osscc/rp/index.html</a>          （ISO/IEC15408評価認証に関すること）          セキュリティセンター 03-5978-7508  <a href="http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html">http://www.ipa.go.jp/security/tax/index.html</a></p>
---

●国税局

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌国税局	060-0042	札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎	011-231-5011
仙台国税局	980-8430	仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎	022-263-1111
関東信越国税局	330-9719	さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-3111
東京国税局	100-8102	千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎3号館	03-3216-6811
金沢国税局	920-8586	金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131
名古屋国税局	460-8520	名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511
大阪国税局	540-8541	大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	06-6941-5331
広島国税局	730-8521	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館	082-221-9211
高松国税局	760-0018	高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎	087-831-3111
福岡国税局	812-8547	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎	092-411-0031
熊本国税局	860-8603	熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎1号館	096-354-6171
沖縄国税事務所	900-8554	那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601



**METI**  
Ministry of Economy  
Trade and Industry



**問い合わせ先**

**経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課**

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03(3501)2646

経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/it\\_policy/zeisei/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/zeisei/index.html)